

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付し、その領収書を所持しているが、社会保険事務所の記録では、この期間は国民年金に未加入の期間とされてしまっている。私は、国民年金をやめる申出をしたことは一度も無く、この期間の保険料納付は確認できるのに納付済期間に算入されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入期間である申立期間の国民年金保険料を昭和50年10月9日に納付した旨の領収書を所持しており、その他には未納はない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和61年7月2日に、申立期間が被保険者資格喪失の期間として追加修正されているが、その合理的理由は見当たらず、平成20年8月19日に申立期間の保険料の還付決定がされているものの、申立人は受領を拒否しており、この間の行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年9月まで
私は昭和50年5月に結婚し、同年9月か10月ごろ妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。妻が市役所に相談し、過年度保険料を分割納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿から昭和51年3月であることが確認できる上、申立人の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の納付記録は、厚生年金保険から切り替わった50年4月以降完納となっており国民年金制度に対する理解が高かったものと考えられ、加入当初、過年度の保険料を金融機関の支店から納付したという申立人の妻の証言は、具体的であり特段不自然さはみられない。

また、申立期間直後の昭和49年10月から50年3月の納付記録は、平成20年8月の時点になって社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA市の被保険者名簿により納付済みであることが確認されたこと、及び申立人が同期間の領収書を保管していたことから納付記録の訂正が行われており行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

2 一方、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和51年3月であることから、申立期間のうち、48年3月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は高校卒業後、A区の姉夫婦の会社で、結婚するまで同居しながら勤めていた。当時、姉夫婦は国民年金に加入しており、私も20歳になったので姉の勧めもあり、国民年金に加入した。

私は、国民年金保険料を納付するために20歳から加入し加入後はすべて納付済みであると思っていたので、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和45年9月7日に社会保険事務所からA区に払い出された番号の一つであることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳において、45年10月から同年12月までの検認記録欄に46年1月22日の検認印があることを踏まえると、申立人は、46年1月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、その時点で、申立期間は過年度納付が可能である。

また、社会保険庁のオンライン記録において、昭和45年度は納付済みとなっているところ、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には昭和45年4月から同年9月までは検認印が無いことから、同期間は過年度納付したことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和45年4月から57年12月までの長期間、保険料を納付済みであり、その後においても、保険料が納付できないときは申請免除をし生活にゆとりができたときには申請免除期間について追納又は前納して保険料を納める努力をしており、国民年金加入当初

から納付意識は高かったと認められる上、社会保険事務所において保管されているべき申立人に係る特殊台帳が無いことから、過年度納付の事実を確認することはできないものの、申立期間は10か月と短期間であり、申立期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、姉に勧められて国民年金に加入したと主張しているところ、その姉は、厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和42年4月から60歳になる前月の平成13年12月まで保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年4月まで

私は、昭和44年7月にそれまで勤めていた会社を退職した後、国民年金の手続きは行っていなかったが、退職の2、3年後に、心配した母が加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれており、申立期間の領収書も持っている。平成20年6月に、申立期間を含む昭和47年4月から48年9月までの期間についての「国民年金保険料還付請求書」を受け取ったが、領収書があるのに未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人が国民年金被保険者として、申立期間を含む昭和47年4月から48年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳の記録とも符合する。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該納付済期間について平成20年6月4日に保険料の還付決議が行われ、同期間については国民年金に加入していないことになっているが、申立期間(上記納付済期間のうち、昭和48年5月から同年9月は厚生年金保険に加入)について、47年3月以降に国民年金手帳が払い出され、保険料が納付された後に申立人の国民年金の加入資格が喪失されており、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 56 年 9 月に会社を退職して国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。59 年 2 月 3 日に現住所に引っ越したが、同年 2 月から同年 6 月までは納付済みとなっているのに、その後同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月が未納というのは全く考えられない。当時は口座振替で支払っていたと思うので、何らかの理由で振替ができなかったときは納入通知書で納めているはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 56 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得後、申立期間を除き再度厚生年金保険に加入する前月の平成 3 年 12 月まで国民年金保険料を納付し続けており、納付意識が高かったと認められる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の前後は現年度納付していることが確認できることから、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は昭和 59 年 2 月に転居してすぐ銀行口座振替手続を行ったと主張しているところ、A 市では 45 年ごろから口座振替を実施し、申立人の口座のある B 銀行（現在は、C 銀行）において口座振替業務を取り扱っていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで

私は、国民年金加入期間は保険料を納付していたことを確信している。A県B郡C町（現在は、D市）からE市へ転出した際にC町の係から受け取った「国民年金事務通知書」には、昭和63年10月から平成6年10月まで納付と記載されており、私の年金記録が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記録及びC町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金の第1号被保険者資格を昭和63年10月21日に取得していることが確認できる上、申立人が所持するC町発行の国民年金事務通知書（平成7年2月27日発行）によると、申立期間を含む昭和63年10月から平成6年10月までの期間は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間及び申請免除となっている期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続き、保険料納付については夫に任せていた。夫が私の国民年金加入期間の保険料を納付してくれたことを確信している。A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）から E 市へ転出した時に C 町の係から受け取った「国民年金事務通知書」には昭和 61 年 5 月から平成 6 年 10 月まで納付と記載されており、私の年金記録が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記録及び C 町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和 61 年 5 月 1 日に取得していることが確認できる上、申立人が所持する C 町発行の国民年金事務通知書（平成 7 年 2 月 27 日発行）によると、申立期間を含む昭和 61 年 5 月から平成 6 年 10 月までの期間は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間後の平成元年 4 月から平成 6 年 10 月までの保険料を納付し続けており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①及び②は合計しても 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月及び41年12月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月
② 昭和41年12月から42年3月まで

私は、A町にいたときは集金人に、B区に転居してからはC（地名）にあった出張所で国民年金保険料を納付していた。B区のと看に過去の未納分を一括納付した記憶があり、申立期間が未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入して以来、申立期間及び61年3月を除き、同年4月に第3号被保険者資格を取得するまで国民年金加入期間の国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金加入後の昭和36年4月から37年1月までの保険料は、37年11月8日にA町で一括納付されていることが確認できる上、申立人は、B区在住時に過去の未納分を一括納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により、第1回目の特例納付制度を利用して昭和37年2月及び同年3月分を46年12月28日に特例納付していることが確認でき、過去の未納分を後になってからでも納付し、未納期間が発生しないよう努力している状況が認められる申立人が、申立期間①（1か月）及び②（4か月）の合計5か月と短期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から2年10月31日まで
申立期間当時の月給は30万円ぐらいであり、平成元年3月から平成2年9月までの標準報酬月額が16万円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成2年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の3年3月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、元年3月から2年9月までの期間について30万円から16万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、雇用保険に加入していることから、当該事業所の従業員であったと推認できる上、上記遡及訂正は、申立人が当該事業所を離職した日の平成2年11月26日から約3か月後に行われており、申立人が、標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年8月20日まで
私の平成9年7月から10年7月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年8月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の同年11月16日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年7月から10年7月までの期間について59万円から41万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成10年9月28日から1か月以上後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年8月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは32万円、同年3月から同年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年5月7日まで

私の年金記録について、社会保険事務所の職員から申立期間の標準報酬月額が下がっていることを教えられた。標準報酬月額が変更されていることは知らなかったもので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年5月7日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その5か月後の同年10月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年8月から同年12月までの期間については59万円から、10年1月から11年2月までの期間については32万円から、同年3月から同年4月までの期間については59万円から、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元代表取締役及び元取締役が「申立人はB部門を担当し、社会保険関係の手続に関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年8月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは32万円、同年3月から同年4月までは59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社からB社C工場に転勤した際の記録に1日の空白があることにより厚生年金保険の加入期間が1か月加入漏れとなっているが、私は、平成10年に退職するまで、Dグループの企業に継続して勤務してきたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E株式会社から提出された申立人の勤務証明書及び基本台帳から判断すると、申立人がE株式会社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社からB社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和51年8月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和51年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年9月30日まで

私は、A社に勤務していた期間は厚生年金保険に継続して加入し、厚生年金保険料を給料より天引きされていた。社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が著しく低いものになっているので、私の標準報酬月額を適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年11月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年11月から5年8月までの期間について53万円から8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は雇用保険に加入し、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により役員でなかったことが確認できる上、当該事業所の元取締役が「申立人は総務部長といっても、実際は会社のことは、社長と奥さんでほとんど決めていたので、厚生年金保険の遡及訂正に関与していなかったと思う。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年8月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは22万円、同年3月から同年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年5月7日まで
社会保険事務所の職員から、私の申立期間に係る標準報酬月額が下がっていることを知ったが、私は標準報酬月額を下げる手続きをした記憶は無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年5月7日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その5か月後の同年10月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年8月から同年12月までの期間については59万円から、10年1月から11年2月までの期間については22万円から、同年3月から同年4月までの期間については59万円から、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成11年5月6日から5か月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年8月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは22万円、同年3月から同年4月までは59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月及び 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社本店における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 15 日から同年 4 月 15 日まで
② 昭和 47 年 1 月 6 日から同年 2 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 1 月 26 日から同年 4 月 9 日まで

私は、昭和 46 年 2 月 15 日に B（職種）として C 社に入社し、同年 11 月 30 日に同一敷地内にある同族会社の A 社に D（職種）として異動し、その後、A 社本店を 54 年 1 月 21 日に退職するまで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の記録、同僚の供述及び申立人と同様に D（職種）として昭和 51 年 1 月 26 日付けで A 社における厚生年金保険の資格を喪失し、同年 4 月 9 日付けで A 社本店で資格を取得している同僚の 51 年分の源泉徴収票から判断すると、申立人が申立期間③において A 社本店に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社本店は、申立期間③は適用事業所としての記録は無い。しかし、A 社本店は、A 社の E 営業所として昭和 44 年 5 月以前から営業しており、また、当該事業所が新規に適用事業所となった時点の被保険者数からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、上記同僚の源泉徴収票における社会保険料の控除額（114,691

円) が、仮に昭和 51 年 1 月から 12 月まで給与から厚生年金保険料が控除されていたとした場合は、当該事業所における厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額 11 万 8,000 円、同年 10 月の定時決定の標準報酬月額 12 万 6,000 円を勘案すると、申立期間③の標準報酬月額が著しく低額となり、不自然である。したがって、同年の社会保険料については、申立期間③の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とし、同年 2 月から同年 12 月までの 11 か月分が控除されていたと考えるのが自然である。

よって、A 社本店の昭和 51 年の源泉徴収票を保有する同僚と同様に、申立人の申立期間③については、同年 2 月 1 日から同年 4 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められ、標準報酬月額は、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が死亡していることから不明であるが、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、C 社から提出のあった台帳及び事業主回答から申立人が昭和 46 年 1 月 22 日に入社し、申立期間①において継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、昭和 46 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、当時の資料が無いため申立人の厚生年金保険に係る届出等については不明と回答している。

申立期間②については、上記の台帳及び A 社の事業主の回答から、申立人が申立期間②において継続して勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録により、申立人が名前を挙げた同僚 2 名は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認でき、事業主も当時の資料が無いため申立人の厚生年金保険に係る届出等については不明と回答している。

さらに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月31日から同年2月1日まで
私は、A社を平成17年1月31日に退職しているのに、同年1月30日までしか勤務したことになっておらず、厚生年金被保険者期間が1か月間抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給料台帳、給料明細書（控）及び退職証明書により、申立人はA社に平成17年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年12月の社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を平成17年1月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る17年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月22日から同年4月1日まで

私は、昭和23年6月1日にA社D事業所に入社し平成元年2月に退職するまで同社に継続勤務していたので、29年3月に同社D事業所から同社C事業所に転勤した際、厚生年金保険の被保険者期間に1か月間の空白の期間が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿、雇用保険の記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年3月21日に同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和29年4月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成6年10月から7年8月までは50万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月から8年9月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年10月22日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成6年10月1日から8年10月22日までの標準報酬月額が著しく低い額となっていることがわかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年10月22日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その1週間後の同年10月29日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が平成6年10月については50万円から8万円に、同年11月から7年8月までの期間については50万円から9万2,000円に、同年9月から同年11月までの期間については44万円から9万2,000円に、同年12月から8年9月までの期間については38万円から9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、常務監査役の役職にあったが、担当業務は主に営業で、自分は社会保険事務には特に携わってはいなかった。」と主張しているところ、社長、経理課長及び経理担当従業員の証言からも、そのことが裏付けられることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保

險事務所に当初届け出たとおり、平成6年10月から7年8月までは50万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月から8年9月までは38万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年11月30日まで

私は、A社に昭和59年8月から平成16年11月まで勤務し、その間、給料が下がったことは無い。平成4年1月から5年10月までの標準報酬月額が9万8,000円という社会保険事務所の記録に納得できないので、正しい額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年12月24日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が平成4年1月から5年10月までの期間について20万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、元事業主は、「申立人は営業担当者であって、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり20万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年2月28日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているが、私が当時受け取っていた月給は20万円くらいであったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年2月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月3日付で、申立人の標準報酬月額の記録が、7年11月から9年1月までの期間について20万円から15万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の登記簿謄本及び閉鎖登記簿謄本より、申立人は役員でないことが確認でき、事業主は、「申立人の業務は営業であり、社会保険の事務に関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、A社から社会保険関連事務を受託していたB社会保険労務士事務所が保管している平成8年度の算定基礎届資料に記載された標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり20万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、私のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 40 年 5 月 1 日となっているが、実際には同年 8 月 31 日まで勤務していた。申立期間の出勤表および給与明細を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び出勤表により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 6 月から同年 8 月の給与明細書に記載がある厚生年金保険料控除額により、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年2月から4年2月までは47万円、同年3月から同年8月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年9月30日まで

私の平成3年2月から4年8月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。標準報酬月額が訂正されていることについては全く心当たりが無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年9月30日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の5年3月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年2月から4年2月までの期間については47万円から、同年3月から同年8月までの期間については53万円から、それぞれ8万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、事業主及び複数の元同僚が、「申立人は、B（職務名）であり、社会保険事務を含めた経理及び給与関係事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から4年2月までは47万円、同年3月から同年8月までは53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年11月29日まで
私の年金記録をみると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当時の報酬額に見合ったものとなっていない。私は、標準報酬月額の訂正届を提出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成14年11月29日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その11日後の同年12月10日に、申立人の同年4月1日から同年11月29日までの標準報酬月額が50万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成14年11月29日より後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれている上、申立人は、「標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無い。」と主張しており、代表取締役である申立人は既に当該事業所における社会保険に係る事務の権限が無かったことを考え併せると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初に届け出たとおり、50万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月30日まで
申立期間に係る私の標準報酬月額は、実際の給与とは異なっており、当時の給与の月額は、55万円ぐらいだったので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年4月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年6月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5年4月から7年3月までの期間について53万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、監査役であったことが確認できるが、元従業員が「申立人は、社長の奥さんの弟ということで、監査役にはなっていたが、B（職務名）として勤務しており、経営には直接関与していなかったと思うので、標準報酬の減額訂正にも関与していないと思う。」と証言していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和39年10月5日に入社し、以後平成元年7月19日まで継続して勤務した。昭和42年5月1日から44年3月31日まで同社C事業所に所長として勤務したが、同年4月1日にD本社へ転勤となったとき、年金記録が1か月欠落しているのを、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従事証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、申立人の資格喪失日について、事業主が昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料は、私が48年3月ごろにA市役所にて国民年金の加入手続をした際、窓口の職員に過去2年分の保険料を納付できると勧められ、1万2,000円位を納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月ごろ、A市役所にて国民年金の加入手続を行い、申立期間の過去2年分の国民年金保険料を同市役所の窓口にて一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月ごろに払い出されており、その時点において、48年4月から50年3月までの2年間分を過年度納付していることが推認できる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年6月の時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付金額、納付方法等について記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

ほかに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から52年2月まで

私は、昭和46年1月からA市で国民年金保険料を納付していた。また、48年ごろB区に転居したが、保険料はずっと納付していた。その時の国民年金手帳は紛失してしまったが、46年1月から52年2月までの保険料は納付したはずであるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった昭和52年3月28日に任意加入した旨が記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間は74か月という長期間である上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年9月までの期間及び6年10月から7年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年4月から平成2年9月まで
② 平成6年10月から7年12月まで

昭和61年4月から平成2年9月までの期間及び6年10月から7年12月までの期間、夫は厚生年金保険に加入しており、私は第3号被保険者として国民年金保険料を納付しなくてよいのを知らずに、A市役所の窓口で保険料を納付し続けていたので、その期間納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が昭和61年4月1日に第3号被保険者になった旨の記録は、社会保険事務所で61年6月23日に適正に登録処理されており、申立期間①のうち、61年4月から平成2年3月までの期間、2年6月から同年9月までの期間及び申立期間②は国民年金の第3号被保険者期間である。なお、申立期間①のうち平成2年4月から同年5月までの期間は、厚生年金保険加入期間である。そして、A市は「第3号被保険者期間の国民年金納入通知書を発行することはない。」と回答しており、申立期間の国民年金保険料の納付に必要な国民年金保険料納入通知書が発行されたとは考えられない。したがって、申立人が申立期間の保険料を納付する根拠もないことから、申立人の申立内容は不自然である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から42年3月まで

申立期間は、兄の経営しているA事業所で同居して働いており、当時、集金人が同事業所に来て「国民年金に20歳から加入することは国民の義務です。」と言ったので、国民年金に加入した。一緒に住んでいた兄と義姉が申立期間は納付済みの記録となっているのに私だけが未納の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びその他の資料によると、B市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和42年6月24日以降であり、同市でそれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そこで、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和42年6月の時点では、申立期間のうち40年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、B市によると、申立期間当時、集金人は現年度保険料のみを集金していたことが確認でき、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、昭和42年3月以前の時効にかからない保険料は過年度納付となるので、申立人が述べるように集金人に納付することはできない。

さらに、申立期間は57か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から53年12月まで
昭和45年4月から53年12月までの国民年金保険料は、私が45年4月ごろ、A市役所のB出張所で国民年金の加入手続きを行い、定期的に納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった昭和54年1月26日に任意加入した旨が記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市役所のB出張所の窓口で納付したと主張しているが、申立期間当時、同出張所では、現年度保険料の収納はしていなかったことが確認でき、申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は105か月という長期間である上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年3月まで

国民年金の加入手続は、親や兄姉に勧められ自分の将来のため姉が昭和43年8月ごろA市役所B支所で行ったと記憶している。申立期間当時、生家に来た集金人が姉の分と一緒に保険料を徴収したり、市役所に行って納付したりした。国民年金手帳に印紙を貼付していたことを覚えている。保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時同居していた姉が申立人の国民年金加入手続を行い、生家に来たA市役所の集金人等に納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和49年4月8日以降であることから、申立期間のうち46年12月以前の期間については時効により国民年金保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、所持する国民年金手帳は1冊のみであるとしており、同手帳が昭和49年5月14日に発行されたことが確認できることから、申立人には、申立期間当時、姉と一緒に現年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料納付等に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる姉は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から48年3月まで

私は、昭和42年11月に結婚した当時、夫と共に自営業をしており、国民年金保険料の集金人に勧められ国民年金に加入したが、夫は「加入しない。」と言って加入しなかった。加入してからは1か月300円ぐらいの保険料を集金人が集金に来てくれ、領収印を押してもらった覚えがあり、その後は、市役所から送られてきた納付書で納付した。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には49年6月7日発行と記入され、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者のうち、加入時期から49年6月に払い出されていることが確認できることから、申立期間のうち、42年10月から47年3月までは時効により保険料を納付することはできない上、47年4月から48年3月までの過年度保険料は、A市では集金人が収納することができなかったことを確認済みである。

また、申立期間当時の保険料の集金人に照会したところ、集金を行っていたことは事実だが、申立人について集金していたかどうかは確認することができず、申立人の申立期間当時の納付額及び納付方法についての記憶は、申立人の夫（平成12年7月他界）は昭和42年4月から47年3月までが納付済みとなっていることから、申立人の夫の保険料納付の記憶と混同している可能性が考えられる。

さらに、申立期間についてB社会保険事務所の保管する国民年金手帳記

号番号払出簿を調査したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

国民年金制度ができたので母に勧められ、昭和36年ごろ母が国民年金の加入手続をした。市役所か町会の人と思われる50歳代の女性が自宅へ集金に来ていたので自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の36年4月から42年12月までの保険料を納めていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿及び年金記録から昭和43年1月であることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳からも43年1月に任意加入被保険者として資格取得したことが確認でき、申立期間は任意加入の対象となる未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳にも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記録が見当たらない上、申立人は保険料の納付金額及び納付時期を具体的に記憶しておらず、国民年金の加入手続をしたとする母は既に他界し、当時の加入状況を把握することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から52年11月まで
私は、昭和52年12月13日に夫と一緒にA市役所に行き、国民年金の再加入の手続を行った。その際、市の職員から保険料をさかのぼって納付できることを聞き、年金課で納付書を作成してもらい申立期間の保険料4万円か5万円くらいを市役所一階にあった収納課で納付したのに申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に、A市役所で国民年金の再加入手続を行った際、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、保険料をさかのぼって納めることのできない期間である上、同市の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳においても申立人は、52年12月13日に任意加入の手続を行ったことが確認でき、別の手帳記号番号で加入した形跡も見当たらない。

また、市役所一階にあった銀行の出張所で保険料の収納は可能であったが、上述のとおり、未加入期間であることから、納付された保険料は還付になるところ、申立人は、保険料の還付を受けた記憶はないと述べており、市の被保険者名簿等からも保険料の還付記録は確認できず、昭和52年12月において保険料の過年度納付可能期間は申立期間のうち、50年10月分からであり、49年10月分から申立てを行っている申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から46年9月まで
昭和43年12月にA県からB市に転居し、支所に行くのは不便だったので、交代勤務で平日でも比較的時間に余裕のある夫が車で同市役所C支所に納付していた。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月21日の住所変更届及び同年12月23日付の任意加入の届出を速やかに行ったことがB市保管の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、納付に関する具体的な記憶は無いと述べており、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、昭和50年12月に、申立期間直前の42年4月から43年11月までの期間について特例納付していることが確認できるものの、申立期間については任意加入期間であり、特例納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、自宅に来たA市の国民年金委員の集金人に国民年金の加入手続及び保険料納付をお願いした。私は、その集金人から5年間さかのぼって支払うように勧められたので、時期については定かでないが、夫の分と共に5年間さかのぼって保険料を納付した。集金人が特例納付の手続をすべて行ってくれ、私は、集金人に2から3回に分けて約3万円を2年間にわたり分割納付したことを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来たA市の国民年金委員の集金人に特例納付の手続をすべてお願いし、夫の分と共に5年間さかのぼって納付したと主張しているが、申立人は、特例納付を行ったとする時期、納付方法等についての記憶が定かでなく、集金人である国民年金委員から領収証書を受け取った記憶が無いと述べているなど、保険料を納付した状況等が判然とせず不明であり、申立内容の推認が困難である。

また、申立人の納付記録によると、申立人が保険料の納付を開始したのは25歳からであり、特例納付制度が年金受給権の確保を主たる目的としていたことを考え併せると、5年間分をさかのぼって納付する必要性は乏しいと考えられ、不自然さが残る。

さらに、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料納付については、妻が自宅に来たA市の国民年金委員である集金人をお願いした。私は、申立期間当時自営業を営んでいたこともあり、妻が集金人に応対した。妻が20歳からの5年間をさかのぼって支払うように集金人から勧められたので、私も、時期については定かでないが、妻の納付に合わせて5年間さかのぼって保険料を納付した。集金人が特例納付の手続をすべて行ってくれた。特例納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来たA市の国民年金委員の集金人に特例納付の手続をすべてお願いし、妻の分と共に5年間さかのぼって納付したと主張しているが、申立人夫婦共に、特例納付を行ったとする時期、納付方法等についての記憶が定かでなく、集金人である国民年金委員から領収証書を受け取った記憶が無いと述べているなど、保険料を納付した状況等が判然とせず不明であり、申立内容の推認が困難である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間に係る保険料納付等に関する記憶が定かでなく、申立人の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和58年3月に教員を辞め、同年4月にA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は地区の当番が家まで集金に来ており、私は夫の分と一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号より3番後の国民年金被保険者は、昭和61年9月27日に第3号被保険者の届出処理が行われ、同年4月1日にさかのぼって資格取得していることから、申立人は同年8月か同年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人の年金手帳の記載により、共済組合員でなくなった58年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立期間について個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の名前は無く、昭和61年8月以前に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない上、その時点では、申立期間のうち、59年6月以前の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人はその夫の分と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立期間直後の昭和61年度については、夫が昭和61年4月30日に1年分を前納しているのに対し、申立人は同年10月22日に一括納付し、62年度は夫婦そろって同じ日に前納しているものの、63年度については、夫が63年4月27日に1年分を前納しているのに対し、申立人は毎月納付しているなど、夫婦一緒に保険料を納付してい

たという状況はうかがえない。

加えて、申立人は、地区の担当者が戸別集金に来ていたと主張しているが、A町において申立期間当時は集金制度が無かったことを確認済みである上、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年9月までの期間及び60年11月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年9月まで
② 昭和60年11月から62年3月まで

私は、保険料の支払いが困難なときは必ず免除申請していたのに、申立期間について免除期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時結婚していた元夫の国民年金の手続及び保険料の納付も自分が行っていたと説明しているところ、その元夫は、昭和58年10月8日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち同年10月から同年12月までの期間は現年度納付し、59年1月から同年8月までの期間は未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、保険料の支払いが困難なときは必ず免除申請していたはずだと主張するのみで、申立期間①及び②において免除申請を行っていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立期間①及び②ともに年度をまたいだ期間であることから、免除申請を年度ごとにそれぞれ2回ずつ行うことになり、前年度において申請免除が認められた場合、翌年度も認められる可能性が高いことを踏まえると、同一市において申請免除を認めながら、その事務処理を続けて誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月1日から43年10月1日まで
② 昭和49年8月1日から51年5月11日まで
③ 昭和52年10月1日から55年3月1日まで

申立期間の標準報酬月額については、実際の標準報酬月額より低額になっているので納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社、申立期間②のB社及び申立期間③のC社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立てに係る事業所すべての代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する上記3事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が訂正された記録は見当たらず、社会保険庁のオンライン記録とすべて一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①から③の事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の資料等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額については、実際の標準報酬月額より低額になっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が訂正された記録は見当たらず、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、標準報酬月額が2等級以上下がったことに伴い、昭和52年1月から5万6,000円とする月額変更届が事業主により届け出られたために変更されたものであることが確認できる。

このほか、当該事業所は昭和55年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から同年 11 月まで
私は、A社にB（職種）として、昭和40年8月から同年11月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社においてB（職種）として勤務していたと主張しているが、事業主は既に亡くなっていることから勤務実態等に関する供述を得ることができない。

また、申立人がA社の社宅から一緒に通勤していたとして氏名を挙げた同僚は、申立人について記憶が無い上、昭和40年2月から41年5月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は無く、その理由は判らないと述べている。

さらに、申立期間当時、申立人と同様にA社の社宅住まいの二人の同僚は、申立人を記憶しておらず、厚生年金保険関係の業務は全て事業主が行っていたと述べている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 10 日から 44 年 1 月 25 日まで
② 昭和 44 年 5 月 21 日から 47 年 3 月 1 日まで

平成 20 年 8 月に社会保険事務所で、申立期間の厚生年金保険については、昭和 47 年 6 月 2 日に脱退手当金が支給されているとの説明を受けたが、私は受給した記憶が無い。管轄の A 社会保険事務所から、脱退手当金裁定請求書と脱退手当金裁定伺を送ってもらったが、請求書の私の名字が間違っており、裁定伺の金融機関名に利用した記憶のない郵便局名が記載されている。また、私は 47 年 4 月に結婚後、夫の勤務地である B 県に転居しており、C 市の郵便局に、脱退手当金を受け取りに行った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた D 社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 3 月 1 日の前後 5 年以内に資格喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた女性 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先の把握できた 2 名はいずれも事業所を介して受給したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、脱退手当金裁定請求書の氏名のふりがなについて、名字の読みが違っていると主張しているものの、脱退手当金裁定請求書には、申立人の昭和 47 年当時の住所及び電話番号が記載されているところ、申立人は、当該住所及び当該電話番号は 47 年当時のものに間違いないと述べていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年9月28日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成7年8月に遡^{そきゅう}及して9万2,000円に訂正されている旨の説明があったが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。また、同年9月から8年8月までの期間に係る訂正前の標準報酬月額が30万円となっているが、当時の報酬は40万円ぐらいであったので、40万円の報酬に見合う標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年9月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年10月24日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年8月については41万円が9万2,000円に、同年9月から8年8月までの期間については30万円が9万2,000円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の商業登記簿及び本人の供述により、申立期間当時、当該事業所の経理担当の取締役であったことが確認できる上、「経理担当の取締役として、社会保険関係事務を行っており、会社の代表者印も管理していた。」と供述している。

また、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正についての関与を否定しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が必要である。」と回答しており、代表者印を管理していた申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、経理担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与し

ながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

一方、申立人は、申立期間のうち平成7年9月から8年8月までの期間に係る訂正前の標準報酬月額30万円を40万円の報酬に見合う標準報酬月額へ訂正するよう求めているが、社会保険庁の記録によれば、7年9月の月額変更届の処理は、同年10月2日に行われており、遡及して処理が行われたような形跡は見当たらず、不自然さはいかたがえない。

また、A社は既に解散し、元事業主に聴取しても明確な証言は得られず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 11 日から同年 6 月 21 日まで

私の亡夫は、昭和 31 年 4 月 7 日にA社（現在は、B社）C工場に採用され、60 年 7 月 13 日に死去するまで同社C工場に勤務し、その間、途絶えることなく厚生年金保険に加入していたはずであり、32 年 4 月 11 日から同年 6 月 21 日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和 31 年 4 月 7 日にA社C工場に入社し、60 年 7 月 13 日に亡くなるまで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同様に昭和 31 年 4 月 7 日にA社C工場に入社した3人の同僚全員が、申立人は技能養成課程にあった 31 年 11 月ごろ、胆のうの病気にかかりD病院に入院して手術を受けるなど、長期間の療養を強いられたため、32 年 3 月に技能養成課程の修了証書を授与されなかったと思う旨供述している上、申立人の妻も「主人の遺品の中に、『昭和 32 年 3 月 1 日にD病院で手術を受けた』旨記載されたメモがあった。」旨述べている。

また、B社のE課職員は、同社が保管する退職者ファイルには、申立人の入社日は、昭和 32 年 4 月 12 日と記録されているが、31 年 4 月に入社した記録は無いこと、申立人の労働者名簿には 32 年 4 月 12 日から 33 年 8 月 20 日まではC工場F部G課臨時員と記載されていること、及び申立期間当時、申立人が長期休養のために休職していたという記録は無い上、臨時員や長期療養休職者の厚生年金保険の適用関係については、資

料が残っていないため不明と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和31年4月7日に厚生年金保険の資格を取得し、32年4月11日に資格を喪失し、同年6月21日に資格を再取得しているが、不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立期間に係る保険料が控除されたことがうかがわれる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 27 日まで
社会保険庁の記録では昭和 63 年 4 月から平成 6 年 10 月までの標準報酬月額が 8 万円、6 年 11 月から 9 年 2 月までが 9 万 2,000 円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月27日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月28日に、申立人の標準報酬月額の記録が昭和63年4月から平成元年11月までについては47万円から8万円に、同年12月から6年10月までについては53万円から8万円に、同年11月^{そきゅう}から9年2月までについては59万円から9万2,000円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は社会保険関係の事務の責任者であったことを認めている上、社会保険料の滞納についても、具体的な処理については不明としながらも、社会保険事務所と相談したことを認めていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年8月28日まで
私は、知人の紹介で昭和30年12月1日にA社（現在は、B社）に入社し、同社の同僚で後に結婚した夫と同時に31年8月27日に退職した。夫は厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ加入記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主（当時の専務で、当時の事業主の婿）及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所の現在の事業主は、「社会保険関係事務を行っていた当時の事業主と総務部長は、既に他界しており、関係資料も保存していない。」と説明しており、申立人の申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から4年9月1日まで
② 平成5年4月1日から同年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成2年1月8日から平成6年10月1日まで継続勤務していたが、申立期間の年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成2年1月8日から平成6年10月1日まで、申立期間を含めて継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成2年1月8日から3年5月31日までの期間、4年9月1日から5年3月31日までの期間及び5年8月1日から6年9月30日までの期間、A社に勤務していたことが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、雇用保険の記録により、申立人は、当該事業所を平成3年5月31日及び5年3月31日に離職した際、離職票の交付を受け、求職者給付等番号が付与されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成5年分の所得税確定申告書の控えにおいて、社会保険料控除のうち「源泉徴収票の通り」として記載された額は、同年の厚生年金保険の加入月数（8か月）から試算される厚生年金保険料の本人負担額とほぼ一致しており、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 20 日から 59 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 56 年 3 月 20 日から 59 年 3 月 20 日まで、A社に勤務した。
平成 20 年の社会保険庁の通知によると、昭和 56 年 3 月 20 日から 59 年 1 月 20 日までの期間が厚生年金保険被保険者になっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「当時、社会保険には希望者のみが加入していたと思う。」と回答している。

また、当該事業所は、申立期間当時の関係資料は既に廃棄済みであるとしている上、当時の事業主及び人事担当者は既に他界しており、申立人の当時の勤務実態が不明であり、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 10 年 1 月 31 日まで
昭和 64 年 1 月 1 日から平成 10 年 1 月 31 日まで、私は、70 万円から 80 万円の報酬を受けていたが、標準報酬月額が 6 万 8,000 円、8 万円又は 9 万 2,000 円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、代表取締役社長であったが、当該手続を承知していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、本人の供述及び法人登記簿により確認できる上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 2 月 4 日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認でき、申立人が提出した源泉徴収票（7年から9年分）に記載された「社会保険料等の金額」も訂正前の標準報酬月額に相当する額となっている。

また、申立人は、現在も当該事業所の代表取締役であり、「保険料の滞納があり、社会保険事務所から適用事業所でなくなるように指導を受けたことは覚えている。」、「標準報酬月額の引き下げについては承知していなかった。」、「厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も、事業所は業務を継続しているが、当時の資料は残されていない。」と主張しているが、代表取締役である申立人の責に帰さない状況において、当該手続が行われていたことを示す関連資料等はない。

以上のことから、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月31日まで

私は、A社の代表取締役社長として、社会保険事務所職員から、滞納していた保険料の対策として、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正するように指導され、それに従った。

訂正前の標準報酬月額に戻るのであれば、戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、本人の供述及び税務関係の資料により確認できる上、平成7年11月6日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所職員の指導に従い、当該手続を行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。